

福岡市健康づくりサポートセンター指定管理者公募に関する質問と回答

	質問事項	回 答	回答日
1	期中で水光熱費の執行金額が予算金額を超過（またはその恐れのある）した際、期中での追加予算措置は可能でしょうか？	光熱水費は年度終了後の実績報告に基づき精算を行いますので、不足が生じた場合は不足する金額を市が追加で支払いますが、金額が確定してからの支払いになりますので、支払い時期は翌年度（5月頃）になります。	8月8日
2	施設の維持管理業務について、期間中に対象機器や各種業務が増となった場合には、それに準じて指定管理料も再考されるという認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。	8月8日
3	電気主任技術者の選任について、法的要件を満たしたうえで外部選任は問題ないでしょうか？	問題ございません。	8月8日
4	「業務の基準等」に記載の業務内容やその頻度等について、その目的や有効性を踏まえて協議（内容の見直し）させていただくことは可能でしょうか？ ※法的要件のあるものを除く	可能です。	8月8日
5	パンデミックによる外出制限や、事業所内でのコロナウイルス等へのクラスター感染が発生した場合は、「業務の基準等」に記載の人員配置について市と協議のうえ一時的に人員縮小することは可能でしょうか？	可能です。	8月8日
6	近年の人件費、物価等の高騰に則した、指定管理料の増額を検討（今回の管理経費含め）して頂くことは可能でしょうか？	令和8年度の指定管理料は、今回の公募条件として上限額を明示しているものです。公募時の上限額を超える額での協定締結は、指定管理者選定時の条件を事後的に変更することとなるため、選定手続き時の公平性の観点からできません。 なお、令和9年度以降の指定管理料は、事業者の提案した金額を基に、施設運営に関する社会情勢の変化を十分に踏まえ、施設の安全性やサービス水準の維持のために、毎年度、施設所管課と指定管理者が協議を行うこととなっています。	8月8日